

変更後の借用金額

変更後の借用金額とは 月額を増額した場合、貸与終了後に返還することになる**総額（予定）**です。

※第二種奨学金の場合で、同じ奨学生番号で入学時特別増額貸与奨学金を受けている場合は、入学時特別増額の金額も含まれます。

※2020年度以降の給付奨学金（新制度）を併せて受給する場合、及び授業料等減免の支援を受ける場合は第一種奨学金の貸与月額が調整されるため、以下のような算出ができない場合があります。

あなたの変更後の借用金額： 円
 = **A** 月額変更を希望する月から貸与終了月までの月数 か月 × **B** 月額の差額 円 + **C** スカラPSに記載された「貸与総額（予定）」 円

スカラPSにログインすると、「詳細情報」タブの画面から、あなたの奨学生番号ごとの詳細情報が確認できます。
 (URL : https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do)

(例) 第一種奨学金を2016/4～2020/3（48か月）で採用されている。
 2018/4/1に自宅から自宅外へ転居したため月額を54,000円から64,000円に増額を希望。
 月額変更願を2018/8/20に学校へ提出した場合の②変更後の借用金額は？



point! 入居（転居）日から3か月以上経過しているため、提出日の属する2018年8月が増額始期
 ⇒ **A** 20か月 × **B** 10,000円 + **C** 2,592,000円 = 2,792,000円

A 月額変更を希望する月から貸与終了月までの月数
 ⇒ 増額始期（例では2018/8）から、貸与が終了する月（例では2020/3）までの月数（例では20か月）
 ※貸与期間中に休止／停止期間がある場合は、画面下部「貸与明細」欄に表記されている貸与期間・貸与月数を参照してください。

B 月額の差額
 ⇒ 「希望する奨学金月額」から、「従前の奨学金月額」を差し引いた金額
 (例では64,000円－54,000円＝10,000円)

C 貸与総額（予定）
 ⇒ 月額変更する前の時点での貸与予定総額（例では2,592,000円）

スクリーンショット: スカラネットPS 奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス

タブ: 全体概要 | **詳細情報** | 各種届願・繰上 | 奨学金継続願提出 | 個人情報

奨学生番号ごとの詳細情報

奨学生番号ボタンを押すと、各番号ごとの詳細情報を表示します。

奨学金情報		
奨学生番号	6160466666	
状態	貸与	
学校名	学生支援大学	
貸与期間	2016年04月～2020年03月	
貸与月額(自宅)	54,000円	
貸与済額(第一種奨学金)	1,944,000円	
貸与総額(予定)	2,592,000円	

※ **貸与明細**

スクリーンショット: スカラネットPS 奨学金貸与・給付・返還情報提供サービス

タブ: 全体概要 | 詳細情報 | 各種届願・繰上 | 奨学金継続願提出 | 個人情報

奨学生番号ごとの詳細情報

奨学金情報		
奨学生番号	8160488888	
状態	貸与	
学校名	学生支援大学	
貸与期間	2016年04月～2020年03月	
貸与月額	54,000円	
貸与済額(第一種奨学金)	1,944,000円	
貸与総額(予定)	4,140,000円	
種別(第二種奨学金)	3,000,000円	
貸与増額(予定)	300,000円	
種別(第二種奨学金)	3,000,000円	
貸与増額(予定)	300,000円	
種別(第二種奨学金)	3,000,000円	
貸与増額(予定)	300,000円	

第二種奨学金貸与者で同一奨学生番号で入学時特別増額の貸与を受けている場合は、金額が表示されています。貸与増額（予定）にも入学時特別増額は含まれています。

学校提出日

月 日

[様式2-1・2-3 増額共通]

本人用チェックシート（増額）

返還誓約書は提出していますか？

はい いいえ（不備解消中を含む）→「いいえ」と回答した方は月額変更申請できません

■「はい」と回答した方は、下記チェック項目を確認のうえ、「月額変更願（届）」を学校へ提出してください

番号	チェック項目	<input type="checkbox"/> チェック
1	黒又は青のボールペンで記入してください。 (注) 消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。	<input type="checkbox"/>
2	提出日は願出を学校に提出する日を記入してください。	<input type="checkbox"/>
3	奨学生番号や学校名に記入漏れはないか確認してください。	<input type="checkbox"/>
4	本人が自署しているか確認してください。	<input type="checkbox"/>
5	変更後の借用金額を記入しているか確認してください（併給調整中の人は記入不要です）。 正しい金額が不明な場合は学校担当者へ確認してください。 訂正する場合は、変更後の借用金額訂正方法をよく確認しましょう。 (【参考】「変更・訂正後の借用金額（予定）」欄の訂正方法についてを確認してください。) 訂正方法含めて不備返送となれば、増額振込が遅くなる場合があります。	<input type="checkbox"/>
6	第一種奨学金貸与者のみ 「希望する奨学金月額」で「自宅外月額」を選択している場合は、必ず「本人現住所」及び「生計維持者住所」欄の記入が必要です。 本人現住所と生計維持者住所が同一の場合は、自宅外月額は選択できません。	<input type="checkbox"/>
7	「自宅外月額」を希望する場合は、自宅外通学となった日を入居日に記入してください。 (注) 自宅外月額へ変更する場合は、生計維持者と別に住んでいることがわかる証明書類（賃貸借契約書等）を学校へ提出してください。	<input type="checkbox"/>
8	増額始期を記入しているか確認してください。（原則提出日の属する月以降が選択可能です。）	<input type="checkbox"/>
9	従前の奨学金月額・希望する奨学金月額を記入しているか確認してください。 (選択可能月額が不明の場合は、各願（届）出裏面の一覧表を確認してください。)	<input type="checkbox"/>
10	変更する理由を記入しているか確認してください。	<input type="checkbox"/>
11	連帯保証人・保証人の自署・実印の押印があるか確認してください。 (注) 不備は連帯保証人・保証人それぞれの実印で訂正してください。	<input type="checkbox"/>
12	連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書は添付されているか確認してください。 (注) 「変更後の借用金額」欄が記入不要の場合、署名・押印及び印鑑証明書の添付は不要です。	<input type="checkbox"/>
13	提出日時点で未成年者の場合は、親権者（未成年後見人）の署名があるか確認してください。 ・両親がいる場合は必ず両名の署名が必要です。 ・提出日時点で親権者でない場合（離婚・死別・誤登録）は、その旨を余白に記入してください。	<input type="checkbox"/>

印鑑登録証明書は願
(届) 出にホチキス
で留めてください

不備返送が多数発生しています。

振込遅延にもつながりますので、提出前に再確認を行いましょ

学校提出日

月 日

[様式2-2・2-4 減額共通]

本人用チェックシート（減額）

返還誓約書は提出していますか？

はい いいえ（不備解消中を含む）→「いいえ」と回答した方は月額変更申請できません

■「はい」と回答した方は、下記チェック項目を確認のうえ、「月額変更願（届）」を学校へ提出してください

	チェック項目	<input type="checkbox"/> チェック
1	黒又は青のボールペンで記入してください。 (注)・消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。	<input type="checkbox"/>
2	提出日は願出を学校に提出する日を記入してください。	<input type="checkbox"/>
3	奨学生番号や学校名に記入漏れがないか確認してください。	<input type="checkbox"/>
4	本人が自署しているか確認してください。	<input type="checkbox"/>
5	「希望する奨学金月額」で「自宅外月額」を選択している場合は、必ず「本人現住所」及び「生計維持者住所」欄の記入が必要です。 本人現住所と生計維持者住所が同一の場合は、自宅外月額は選択できません。	<input type="checkbox"/>
6	自宅外月額の貸与を受けている者が、自宅通学に変更となった場合は、自宅通学となった日を入居日に記入してください。 (注)・自宅外月額を貸与中の者が自宅外通学から自宅通学に通学形態を変更した場合は、必ず「月額変更願（届）」の提出が必要です。 ・年度内精算ができない場合等は、返金が必要となる場合があります（通学形態変更のみ）。	<input type="checkbox"/>
7	減額始期を記入しているか確認してください。 (注)・ <u>年度内精算が可能な範囲で遡った月が選択可能です。</u> ・給付奨学生（新制度）としての認定又は授業料等減免の支援を受けている場合、減額始期は、9月までに精算が可能な範囲に限られます。10月以降に支援区分が確定した場合の減額始期は、10月以降かつ年度内精算が可能な範囲まで可能です。 以下の「減額年度内精算判定表」にてご確認ください。 ★ 減額年度内精算表：学校担当者向け奨学金事務担当者ページメニューより「3. 異動」→「月額変更」→「(減額) 第一種・第二種奨学金減額年度内精算判定表」	<input type="checkbox"/>
8	従前の奨学金月額・希望する奨学金月額を記入しているか確認してください。 (選択可能月額が不明の場合は、各願出裏面の一覧表を確認してください。)	<input type="checkbox"/>
9	変更する理由を記入しているか確認してください。	<input type="checkbox"/>
10	提出日時点で未成年者の場合は、親権者（未成年後見人）の署名があるか確認してください。 (注)・両親がいる場合は必ず両名の署名が必要です。 ・提出日時点で親権者でない場合（離婚・死別・誤登録）は、その旨を余白に記入してください。	<input type="checkbox"/>